

平成 21 年 1 月 28 日
建 設 局

平成 20 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 20 年 12 月 19 日までに、再評価の対象となった 20 事業について、3 回の委員会審議と現地視察を行ってきました。

平成 21 年 1 月 28 日に、委員会としての意見が「平成 20 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成 20 年度 再評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	補	竹田街道		「事業継続」は妥当である。
街路事業	単	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業		「事業継続」は妥当である。
街路事業	補	深草大津線		「事業休止」は妥当である。
河川事業	補	白川		「事業継続」は妥当である。
河川事業	補	西羽束師川支川改修工事		「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	単	二条駅地区		「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	補	伏見西部第三地区		「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	補	伏見西部第四地区		「事業継続」は妥当である。
廃棄物処理施設 整備事業	補	焼却灰溶融施設 整備事業		「事業継続」は妥当である。
廃棄物処理施設 整備事業	補	南部クリーンセンター 第二工場建て替え整備事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	鳥羽処理区下水高度 処理施設整備事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	吉祥院処理区下水高度 処理施設整備事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	伏見処理区下水高度 処理施設整備事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	山科処理区下水高度 処理施設整備事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	新川排水区 浸水対策事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	西羽束師川第 2 排水区 浸水対策事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	東山地域合流式 下水道改善対策事業		「事業継続」は妥当である。
下水道事業	補	伏見大手筋地域合流式 下水道改善対策事業		「事業継続」は妥当である。
住宅地区改良事業	補	崇仁北部第三地区		「事業継続」は妥当である。
住宅地区改良事業	補	崇仁北部第四地区		「事業継続」は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 社会経済情勢の急激な変化, 技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業